

2013年10月7日 全10頁

バーゼルⅢへの対応状況（2012年末時点）

モニタリング結果の公表（第4回）：内部留保の積立でクリア可能か

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2013年9月25日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」（2012年末時点）を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で223である。その内訳は、グループ1（Tier1 資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））が101、グループ2（その他すべての銀行（金融機関））が122である。
- 普通株式等 Tier1（CET1）比率に関しては、グループ1の99%が最低所要水準（4.5%）を、90%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。同じくグループ2では、94%が最低所要水準（4.5%）を、82%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。
- グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）におけるリスク・アセット（自己資本比率計算における分母）は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ（バーゼルⅡベースと比して）14.1%、7.4%の増加が見られている。グループ1における最大の変動要因は信用評価調整（CVA）の導入であり、リスク・アセットを4.5%増加させるという結果が出ている。
- グループ1の銀行（金融機関）においては、全体として前回のモニタリング結果（2012年6月末時点）から資本不足額の改善（減少）が見られており、とりわけCET1の資本不足額は大幅に減少している。具体的には、最低所要水準（4.5%）に対する資本不足額、そして最低所要水準および資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が、それぞれ前回から40.1%、41.9%も減少している。
- 前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET1 比率7.0%、ひいては総自己資本比率10.5%に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

[目次]

■ <u>1. はじめに</u>	2
■ <u>2. モニタリング対象</u>	2
■ <u>3. 規制資本へのインパクト</u>	3
■ <u>4. リスク・アセットの変動要因</u>	6
■ <u>5. レバレッジ比率</u>	8
■ <u>6. 流動性規制</u>	8
■ <u>7. おわりに</u>	9

1. はじめに

2013年9月25日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している¹。

このモニタリングは、12月末及び6月末（わが国の場合は9月末及び3月末）を基準日として、半年ごとに実施されることになっている。今回は、3回目である「2012年6月30日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」（2013年3月19日公表）²に続き、4回目のモニタリングの結果（2012年末時点）の公表となる。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介する。

なお、今回のモニタリングでは、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する資本サーチャージ³が考慮されている。もっとも、バーゼルⅢに係る段階適用の経過措置、グランドファザリング⁴は考慮されていない点に留意されたい。また、前回のモニタリングに引き続き、今回のモニタリングでも、モニタリング対象となった銀行（金融機関）は、中央清算機関（CCP）向けエクスポージャーに対する資本賦課の適用がもたらす影響についての情報を提出することは求められていない点にも留意されたい。

2. モニタリング対象

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で223である。

その内訳は、グループ1（Tier1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p130925.htm>)

² 3回目のモニタリングの結果の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢへの対応状況（2012年6月末時点）」（鈴木利光）[2013年4月2日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130402_007006.html)

³ G-SIBsに対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

⁴ CCP向けエクスポージャーに対する資本賦課の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「CCP向けエクスポージャーの資本賦課」（鈴木利光）[2012年12月19日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html)

が 101、グループ 2（その他すべての銀行（金融機関））が 122 である。

223 の銀行（金融機関）を法域で分類した場合、図表 1 のようになる。

図表 1 モニタリング対象（規模及び法域別）

法域	グループ1	グループ 2
アルゼンチン	0	3
オーストラリア	4	1
ベルギー	1	2
ブラジル	2	0
カナダ	6	2
中国	6	0
フランス	5	5
ドイツ	7	35
香港	0	7
インド	5	5
インドネシア	0	2
イタリア	2	11
日本	14	4
韓国	5	3
ルクセンブルク	0	1
メキシコ	0	7
オランダ	3	16
ロシア	0	1
サウジアラビア	3	0
シンガポール	3	0
南アフリカ	3	3
スペイン	2	4
スウェーデン	4	0
スイス	2	5
トルコ	6	0
英国	5	5
米国	13	0
計	101	122

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.1

3. 規制資本へのインパクト

(1) 資本水準

バーゼルⅢでは、普通株式等 Tier1 (CET1) 比率、Tier1 比率、総自己資本比率の水準が図表 2 のように定められている。

図表 2 バーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 + 資本保全バッファ
CET1比率	4.5%	7.0%
Tier1比率	6.0%	8.5%
総自己資本比率	8.0%	10.5%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1 より作成

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるCET1比率、Tier1比率、総自己資本比率の平均水準は、図表3のとおりである。

図表 3 資本水準(平均)

	グループ1			グループ2		
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率
2011年6月	7.1%	7.4%	8.6%	8.8%	9.1%	11.1%
2011年12月	7.7%	8.0%	9.2%	8.7%	9.1%	11.0%
2012年6月	8.5%	8.8%	9.9%	9.0%	9.5%	11.3%
2012年12月	9.2%	9.4%	10.6%	8.6%	9.0%	10.8%

(注) グループ2の2012年12月の資本水準の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」のTable1とTable A.3との間に相違があるが、本文との適合性にかんがみ、本稿では前者の数値を用いている。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1及びTable A.3より作成

CET1比率に関しては、グループ1の99%が最低所要水準(4.5%)を、90%が最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)をクリアしている。

同じくグループ2では、94%が最低所要水準(4.5%)を、82%が最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)をクリアしている。

(2) 規制資本の内訳

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)における、バーゼルⅢベースの規制資本(CET1、その他Tier1、Tier2)の内訳は、図表4のとおりである。

図表 4 規制資本の内訳

	グループ1			グループ2		
	CET1	その他Tier1	Tier2	CET1	その他Tier1	Tier2
2011年6月	82.6%	3.1%	14.2%	79.1%	2.7%	18.2%
2011年12月	83.7%	2.8%	13.5%	79.5%	3.1%	17.4%
2012年6月	86.1%	2.4%	11.5%	79.9%	4.2%	15.9%
2012年12月	86.7%	2.1%	11.2%	79.4%	3.3%	17.3%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.6 より作成

また、バーゼルⅢベースの規制資本のうち、CET1の基礎項目（プラス項目）の内訳は、図表5のとおりである。

図表5 CET1の基礎項目の内訳

CET1の基礎項目	グループ1		グループ2	
	2012年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月
払込資本	46.7%	45.7%	42.2%	42.9%
内部留保	50.3%	50.4%	51.0%	49.4%
その他の包括利益累計額	2.2%	3.0%	5.2%	5.1%
CET1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0.9%	1.7%	2.5%
計	100%	100%	100%	100%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より作成

(3) 資本不足額

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額の合計は、図表6のとおりである。

図表6 資本不足額

(単位) 10億ユーロ

	グループ1					
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ		
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	154.8	171.3
	グループ2					
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ		
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	11.5	14.6

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1及びTable A.4より作成

モニタリングの結果によると、暫定G-SIBs28行⁵のうち15行はすでに、最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)にG-SIBsサーチャージを上乗せしたCET1比率をクリアしてい

⁵ (2011年末のデータに基づく) 暫定G-SIBs28行とそれらに対する資本サーチャージ(1.0%~2.5%)については、以下の金融安定理事会(FSB)ウェブサイトを参照されたい。

(http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_121031ac.pdf)

る。

また、8 行の暫定 G-SIBs は、最低所要水準と資本保全バッファを合計した CET1 比率 (7.0%) をクリアしているが、G-SIBs サーチャージの上乗せをクリアできていない。

したがって、残りの 5 行の暫定 G-SIBs は、最低所要水準と資本保全バッファを合計した CET1 比率 (7.0%) をクリアできていないということになる。

(4) CET1 に係る調整項目

グループ 1 及びグループ 2 の銀行 (金融機関) における、バーゼルⅢベースの CET1 は、調整項目 (マイナス項目) の控除により、それぞれ (控除前と比して) 25.5%、23.9% の縮小がなされている。

CET1 の調整項目の内訳は、図表 7 のとおりである。

図表 7 CET1 の調整項目の内訳

(サンプル数)	グループ1 (100)		グループ2 (105) (116)	
	2012年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月
CET1の調整項目				
のれん	-13.5%	-12.4%	-7.0%	-6.8%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.3%	-3.1%	-2.2%	-2.3%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-2.5%	-2.6%	-0.6%	-1.9%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-1.7%	-2.3%	-4.7%	-5.3%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-3.0%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-1.3%	-1.1%	-1.3%	-1.6%
その他	-3.3%	-2.8%	-3.0%	-3.0%
計	-26.8%	-25.5%	-20.1%	-23.9%

(※1) モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」(将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第 36 項参照)のうち、住宅ローンに係るものをいう。

(※2) 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行 (金融機関)、証券会社および保険会社をいう。

(※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式 (資本かさ上げ目的の持合) の全額、少数出資金融機関 (議決権割合が 10% 以下の他の金融機関等) および議決権割合が 10% を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行 (金融機関) の CET1 の 10% を超える部分に相当する額をいう。

(※4) 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が 10% を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の 3 項目をいう。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 7 等より作成

4. リスク・アセットの変動要因

グループ 1 及びグループ 2 の銀行 (金融機関) におけるリスク・アセット (自己資本比率計算における分母) は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ (バーゼルⅡベースと比して) 14.1%、7.4% の増加が見られている。

リスク・アセットの変動要因の内訳は、図表 8 のとおりである。

図表8 リスク・アセットの変動要因

(サンプル数)		グループ1		グループ2	
		(100)	(100)	(105)	(116)
リスク・アセットの変動要因		2012年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月
資本の定義	証券化エクスポージャー (※1)	+3.5%	+2.5%	+2.7%	+3.4%
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分 (※2)	+2.8%	+2.9%	+2.0%	+1.9%
	その他	-1.6%	-1.5%	-0.1%	-0.1%
信用評価調整 (CVA)		+5.5%	+4.5%	+2.4%	+1.6%
カウンターパーティ・リスク (※3)		+1.2%	+1.5%	+0.6%	+0.3%
トレーディング勘定 (※4)		+4.7%	+4.2%	+0.7%	+0.3%
計		+16.1%	+14.1%	+8.4%	+7.4%

(※1) 低格付け若しくは無格付けの証券化エクスポージャーは、バーゼルⅡでは「50:50 控除」(Tier1 資本から 50%、Tier2 資本から 50%控除)とされていたが、バーゼルⅢでは 1250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。なお、BCBS による説明では言及されていないが、バーゼル 2.5 により、再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げも行われている⁶。

(※2) バーゼルⅢでは、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。

(※3) バーゼルⅢでは、内部格付手法の採用行について、資産規模 1,000 億ドル以上の銀行・証券会社・保険会社等や、金融業を営む者のうちバーゼル規制のような健全性規制が課されていない者(規模は問わない)がカウンターパーティとなる場合、当該エクスポージャーの資産相関係数を 1.25 倍するという見直しがされている⁷。

(※4) バーゼル 2.5 により、トレーディング勘定においては、デフォルト・リスクおよび格付遷移リスクの導入、ストレス VaR の加算、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げ等の見直しがされている。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.8 等より作成

また、信用評価調整 (CVA) の導入により受ける影響について回答したグループ 1 (86 行) 及びグループ 2 (80 行) の銀行 (金融機関) におけるリスク・アセットは、それぞれ (バーゼルⅡベースと比して) 5.7%、2.2%の増加が見られている⁸。

CVA 導入によるリスク・アセットの変動のモデル別の内訳は、図表 9 のとおりである。

図表9 CVA 導入によるリスク・アセットの変動の内訳 (モデル別)

(サンプル数)		グループ1		グループ2	
		(85)	(86)	(74)	(80)
		2012年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月
信用リスク・アセット (credit RWA)		+8.4%	+6.9%	+3.7%	+2.4%
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.9%	+4.4%	+3.7%	+2.4%
	先進的リスク測定方式	+3.5%	+2.5%	0.0%	0.0%
総リスク・アセット (total RWA) (※)		+6.9%	+5.7%	+3.2%	+2.2%
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.0%	+3.6%	+3.2%	+2.2%
	先進的リスク測定方式	+2.9%	+2.1%	0.0%	0.0%

(※) 総リスク・アセット=信用リスク・アセット+マーケット・リスク×12.5+オペレーショナル・リスク×12.5

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.11 等より作成

⁶ バーゼル 2.5 の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル 2.5 ー市場リスク対応のための資本が増加」 (金本悠希) [2012 年 1 月 13 日]

◆ 「『バーゼル 2.5』による銀行の情報開示拡充の概要」 (金本悠希) [2012 年 2 月 1 日]

⁷ バーゼルⅢにおける資産相関係数の見直しの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」 (金本悠希) [2012 年 5 月 24 日]

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

⁸ CVA の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」 (金本悠希) [2012 年 5 月 24 日]

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

5. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率（資本／総資産）⁹を「3%以上」（Tier1 ベース）としている。

今回のモニタリングでは、BCBS が 2013 年 6 月 26 日に公表した市中協議文書、「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」¹⁰の提案が部分的に反映されている¹¹。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）におけるレバレッジ比率の平均は、図表 10 のとおりである。

図表 10 レバレッジ比率（平均）

	グループ1	グループ2	全体平均
2011年6月	3.4%	4.3%	3.5%
2011年12月	3.5%	4.2%	3.6%
2012年6月	3.7%	4.3%	3.8%
2012年12月	3.7%	4.1%	3.8%

（注）グループ 2 の 2012 年 12 月の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」の本文と Table A. 13 との間に相違があるが、本稿では前者の数値を用いている。

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及び Table A. 13 より作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）のうち 51 行がレバレッジ比率 3% をクリアできていない。その内訳は、グループ 1 が 25 行、グループ 2 が 26 行である。

6. 流動性規制

(1) 流動性カバレッジ比率（LCR）

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率（LCR）（適格流動資産／30 日間のストレス期間に必要な流動性）を「100%以上」としている（2015 年から 2019 年にかけて段階的に実施）。

今回のモニタリング結果は、BCBS が 2013 年 1 月 7 日に公表した LCR の改訂版¹²を初めて反映したものとなっている。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における LCR の平均は、図表 11 のとおりであ

⁹ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率 3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ 33 倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

¹⁰ 市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「バーゼル委、レバレッジ比率の厳格化へ」（鈴木利光）[2013 年 8 月 23 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130823_007596.html)

¹¹ あくまでも市中協議文書の提案の部分的な反映であり、とりわけクレジット・デリバティブの取扱いに係る提案については完全には反映されていない点に留意されたい。

¹² LCR の改訂版の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ）」（鈴木利光）[2013 年 3 月 18 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

る。

図表 11 LCR (平均)

(サンプル数)	グループ1 (101)	グループ2 (121)
2012年12月	119% (95%)	126% (99%)

(注) カッコ内のパーセンテージは改訂前の基準 (2010年12月公表のバーゼルⅢテキスト) を適用した場合の数値
(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」より作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行 (金融機関) のうち 68%がすでに「LCR100%以上」をクリアしている。

(2) 安定調達比率 (NSFR)

バーゼルⅢは、安定調達比率 (NSFR) (安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部) / 所要安定調達額 (資産×流動性に応じたヘアカット)) を「100%超」としている (導入は 2018年から)。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行 (金融機関) における NSFR の平均は、図表 12 のとおりである。

図表 12 NSFR (平均)

グループ1 (101)		グループ2 (108) (121)	
2012年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月
99%	100%	100%	99%

(注) カッコ内の数字はサンプル数
(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」より作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行 (金融機関) のうち 53%がすでに「NSFR100%超」をクリアしている。

7. おわりに

以上が、BCBS による「バーゼルⅢモニタリングレポート」の概要である。

グループ 1 の銀行 (金融機関) においては、全体として前回のモニタリング結果 (2012年6月末時点) から資本不足額の改善 (減少) が見られており、とりわけ CET1 の資本不足額は大幅に減少している。具体的には、最低所要水準 (4.5%) に対する資本不足額、そして最低所要水準と資本保全バッファの合計 (7.0%)¹³ に対する資本不足額が、それぞれ前回から 40.1%、

¹³ 暫定 G-SIBs28 行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計 (7.0%) に G-SIBs サーチャージを

41.9%も減少している（図表 6 参照）¹⁴。

前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019 年の完全実施までに、CET1 比率 7.0%（最低所要水準と資本保全バッファの合計）、ひいては総自己資本比率 10.5%（最低所要水準と資本保全バッファの合計）に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）の双方において、CET1 が規制資本の 8 割前後を占めているところ（図表 4 参照）、その CET1 の 5 割前後を内部留保が占めているためである（図表 5 参照）。

以上

上乗せした CET1 比率を指す。

¹⁴ これに対し、グループ 2 の銀行（金融機関）においては、前回のモニタリング結果よりも資本不足額が増加している（図表 6 参照）。もっとも、この結果は、今回初めてモニタリング対象となった 13 の銀行（金融機関）に因るところが大きいとされている。